

「総合安全保障論」の形成とその本質

その他のタイトル	Essential Qualities of "Total Security Policy"
著者	坂井 昭夫
雑誌名	関西大学商学論集
巻	26
号	4
ページ	423-442
発行年	1981-10-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00020862

「総合安全保障論」の形成と その本質

坂 井 昭 夫

1

筆者が思うに、現下のわが国の軍備拡充への傾斜を論じようとするさいには次の3つが重要なポイントを形づくる。

第1に、ポスト4次防の軍事力整備の基本的指針とされてきた「防衛計画の大綱」が、表立っては経済・財政上の制約の厳しさを理由に「防衛力の天井」の引き下げをうたいながら、裏面で軍事力増強の要請があればそれに応えうるだけの抜け道をも巧みに準備していたのを確実に見破ること。

第2に、わが国経済の基本的な成長パターンおよびそれに伴う矛盾の深化のさまを実証的に分析し、もって軍拡がいまや軍部と軍需産業の範囲を越えて日本政府・財界の全体的な関心事とならざるをえなくなっている事情をはっきりさせること。

そして第3に、政府・財界が軍拡を強行する上で依拠している主たる理論である「総合安全保障論」に点検のメスを入れること。

さて、上記3点のうち先の2つについてはすでに筆者なりに一応の検討を終えているので、本稿では第3の点⁽¹⁾に関して幾許かの考察を期するものとし

(1) 拙稿「『防衛計画の大綱』に関する一考察」本誌第26巻第2号、1981年6月
および「日本の経済成長方式と経済摩擦」同第26巻第3号、1981年8月。

よう。くだくだしい趣旨説明は不要と思われるので簡単にすませるが、防衛計画大綱には確かに軍拡志向に対応できる道が用意されているけれども、それはいわば受け身の柔軟さであって、少なくとも大綱自体が能動的に軍拡論議の先陣を切るような体にはなっていない。それゆえ、軍拡を推進せんとするものにとっては、自己の意図をより直接的に合理化してくれるイデオロギーで身を鎧う必要が自ずと生じてくる。換言すれば、軍拡を必然化する諸条件が存在し、しかも軍拡を主導する勢力が軍拡の正当化を本旨とする議論を「鳴り物」として携えて濶歩するときによく大綱中に埋め込まれた軍拡の道の扉が開かれる、といった関係になっているわけである。この三位一体の構成を意識する場合に、これまでほとんどふれないままにしてきた「鳴り物」の吟味が独自の課題となって浮上するのは論を待たない。

2

総合安全保障なるわが国特有の表現が頻繁に使用されるようになったのは、ほんのここ数年のことである。その現象自体が過去の安全保障政策のありように対する一定の反省ないし批判の普及をあらわしているのはもちろんであるが、それでは戦後日本の安全保障政策は一体どのような特徴をおびてきたとみられるのであろうか。

1960年刊行の書物で「(国家安全保障という言葉は) しばしば用いられるが分析されることの少ない言葉である⁽²⁾」と慨嘆したのはアメリカの軍備管理の研究者 D. G. プレナンであるが、いまもって事態に本質的な変化は生じていない。そうであればこそ安全保障の概念には常に内容の曖昧さがつきまわってきたのであるが、ただその一方で、安全保障という言葉が用いられるさいに暗黙の了解事項らしきものがあつたのもまた確かである。すなわち、外敵の侵略から武力で領土を守ること＝「国防」ないし「防衛」よりも包括

(2) D. G. Brennan ed., *Arms Control, Disarmament, and National Security*, New York, 1960. (小谷秀二郎訳『軍備管理・軍縮・安全保障』鹿島研究所・日本国際問題研究所, 1963年, 16ページ。)

的な概念として安全保障を考える、という態度がそれである。ブレナンを例にとれば、彼は「国家の安全について一般的に考えられている最も基本的な定義は……3つの意味のすべてにおける国家の生存（物理的な生存、政治的な生存および生活水準の生存）ということである⁽³⁾」と書いたが、そのように守るべき目標が領土、国家主権のみならず経済生活をも含む形で広く設定されるときには、国家の安全は軍事的脅威ばかりでなく非軍事的脅威によっても脅かされうる、とのとらえ方が自然に成立する。また、なにかんずく非軍事的脅威に関しては非軍事的手段による対抗の有効性が大だということで、安全保障の達成手段の面でも軍備と並べてそれ以外のものがリスト・アップされる運びとなる。

詳論は避けるが、第2次大戦後世界の主要諸国は、多かれ少なかれ軍事・非軍事の双方にまたがる安全保障という視点を反映させた形でそれぞれの安全保障政策を遂行してきた。ことに資本主義世界の指導者の地位に立ちグローバル・ポリシーを展開したアメリカが、NATOをはじめとする地域的集団安全保障機構に加盟国間の経済協力関係強化の任務を課したり、自由世界と自国の安全保障への貢献の多寡を判断基準にして対外援助政策の舵取りをおこなってきたりしたのを、ここで思い起こされたい。⁽⁴⁾

ところで、わが国の場合はどうであったかと言うと、安全保障の目標や手段の多様性につながる種類の主張は、必ずしも真正面からそれを論じるものではなかったにしても、実質的にやはりなされてきたとみてさしつかえなかろう。たとえば、日本資本主義の自立性の喪失が国民経済と国民生活に対して及ぼすであろう破壊的な作用の危険性を告発する論調（いわゆる「従属論」）が一貫して存在してきたし、「非武装中立論」のように軍事的手段によらない安全保障を訴える声も少なからず聞かれた。ただし、それらが実地に安全保障政策の場に生かされたかどうかの段になると、答えはいやでも否定的にならざるをえない。有り体に言って、日本の安全保障政策とは、軍事同盟体制

(3) *Ibid.* (邦訳, 17ページ。)

(4) 笹部益弘『集団的安全保障とその構造』教育社, 1979年, 25—28ページ。

としての日米安全保障体制に依拠すれば日本の安全は基本的に確保されるとの信念のもとに、同体制の堅持を前提にしてそれを補完する方向での防衛力整備に努めるといっただけのものでしかなかった。その点をとらえた小山内宏氏の次の指摘は傾聴に値する。氏は言う、「これまで、日本の政府・官界層は、一国の安全保障をひたすら超大国の軍事戦略に依存することのみ求め、その軍事力の重さのみが安全保障を確保する、といった軍事偏重に傾斜し続けてきた。それは単純型の国防論となって打ち出されてきたものであった⁽⁵⁾」と。

さて、銘記すべき点であるが、わが国が軍事一本槍の安全保障政策でひとまずよしとしたのは、それなりの条件、とりわけ日本資本主義の存立を危うくするような顕在的な非軍事的脅威とくに経済的脅威が見当たらないという条件に恵まれたればこそその話であった。だとすれば、その条件の崩れるようなことがあれば、安全保障政策自体の見直し、それもそれまで異論に耳を貸さずに軍事に偏った安全保障政策を主唱し推進してきた支配層の側からする見直しが日程に上ってくるとしても何の不思議もあろうはずがない。そして、事実、1970年代初頭のドル・ショックおよびそれに続く石油ショックを契機にして、そうした新たな局面がひらけてくる。本稿で扱う総合安全保障論へと向かう議論の流れが、さしあたりは主に「経済安全保障論」の姿をとりながら、急速に台頭する。

改めて確認しておきたいのであるが、経済安保論や総合安保論は、基本的に軍事的安全保障政策だけでは対処しきれない情勢の出現に直面した支配層の側から担ぎ出されたものであって、従属論や非武装中立論とは担い手を異にしている。したがって（と言ってもよからうが）、そこでは従来の軍事的安全保障政策を貫いてきた基本的立場が未練なくきっぱり清算されてしまうことなど、とても起こりそうにない。そうではなくて、ほぼ確実に予期されるのは、経済安保論や総合安保論が軍事的安全保障を律してきた原理の非軍事領域への拡張をはかり、もって支配層の利益の維持・増進に寄与せんと努め

(5) 小山内宏編「安全保障とはなにか」泰流社、1976年、まえがき。

るケースの方である。

順序として、ではわが国の軍事的安全保障はいかなる考えに立脚してきたのか、を次に問わなければならなくなるが、問題は、日本の安全保障政策の中核をなしてきた日米安全保障体制が自由社会の擁護を理由に日本国民の固有の権利である民族自決権を制限する性質を有していたところにある。吉岡吉典氏の1節を掲げれば、こうである。「(安全保障とは) 相手がどこの国によるものであれ、日本の主権にたいする侵害を排除して、独立と主権、国民の安全をまもることである。…ところが、政府・自民党などのいう安全保障は、独立と主権をまもることではなく、『自由主義体制』つまり独占資本主義体制という特定の体制をまもることである。……(日米安保条約第2条は『自由な諸制度』の強化をうたっているが、その『自由な諸制度』とは『自由主義体制』のことにほかならない。) ……しかし、一国がどんな社会体制、政治体制をえらぶかということは、その国の国民自身がきめるべきものである。それなのに特定の政治社会体制をまもるために外国と条約を結んで協力するとは、真の安全保障でもなんでもなく、なによりも主権者である国民の政治体制選択の当然の権利をふみにじる許しがたいことである⁽⁶⁾」。民族自決の権利をさえかえりみずに自由社会の護持に邁進しようとする思考——前の段落で述べた内容を一歩つきつめると、経済安保論や総合安保論に接するおりには、それらがもともとかかる思考を自明の理のごとくに体内に取り込む公算が大きかったことを予めふまえてかからなければならない、ということになってこよう。

3

ドル・ショックと石油ショックのダブル・パンチによって日本経済が現実
に重大な脅威を受けたのがきっかけになって、わが国では1970年代中盤から
経済安全保障の論議がにわかな高まりをみせた。一番乗りの榮譽に浴したと

(6) 吉岡吉典『安保再改定論と日本の安全』大月書店、1981年、192—194ページ。

されているのは1974年7月に通産省の手でまとめられた報告書「わが国経済の安全保障（セキュリティ）について」であるが、それ以降にあっては議論のリード役あるいは組織役としての通産省の活躍ぶりが目につく。比較的新しく、かつ政財界の主流的見解の要点を簡潔にとりまとめて記載しているという理由で、1980年に公刊された『80年代の通産政策ビジョン』（通産省・産業構造審議会編）を例に選んで分析を施す方法をとるが、同書は、「『経済大国』の国際的貢献」、「『資源小国』の制約の克服」ならびに「『活力』と『ゆとり』の両立」を80年代から90年代にかけての長期の国民的目標として設定するのが適当だとの見解を示した上で、とくに第2の目標とのかかわりで「『経済安全保障』の確立ともいえるべき、国民生活を守る思想⁽⁷⁾」を根づかせる必要をくり返し強調している。論旨は以下の通り⁽⁸⁾。

日本は「国民生活や生産活動に不可欠な主要資源の大部分とエネルギーの9割近くを外国に依存する『資源小国』」であり、また「食糧の半分以上を海外に依存」している。だが、「70年代までのわが国は、アメリカの強大な経済力を背景に維持された GATT・IMF 体制の下で、自由貿易による利益を享受してきた。このため、経済の安全確保といった面に特別の配慮を払う必要性が少なく、どちらかといえば、経済的な効率や合理性を重視した政策をとり続けることができた」。

かように日本がブレトン・ウッズ体制の恩恵を享受してきた（必ずしも明言されていないが、日本が海外から諸物資を獲得するためには外貨を輸出で稼ぐしかなかった、その輸出はブレトン・ウッズ体制が日貨排斥の恐れをなくしてくれたおかげで順調でありえた、との見方がされているようである）ことを印象づけた後に、『ビジョン』は、そうした有利な条件が消滅の傾向をたどっている状況への注意を促し、経済安全保障の確立を訴える。いわく、「80年代においては、アメリカ経済の相対的地位の低下に伴い、世界政治経済

(7) 通商産業省・産業構造審議会編『80年代の通産政策 ビジョン』通商産業調査会、1980年、5ページ。

(8) 以下、同上書、18—20ページ。

構造の多極化が一層進むとともに、中東産油国の影響力が増大するなどの不確実性、不安定性が増大する。このようななかで、今後、国民生活や産業活動の水準を維持、向上させていくためには、各種の政策課題のなかで『経済安全保障の確立』に高い順位を与えていかなければならない。

経済安全保障の具体的方策を案出しようとする場合に考慮すべき事項ということでは、次の2点があげられている。第1に、「経済安全保障とは、国の経済の安全を守ることであり、経済的手段が中心になる」が、「経済の安全は、国際政治、文化などの要因によっても大きく影響される」のが実情なのであるから、「単に経済的側面だけではなく、政治面、外交面、文化面などを含めた総合的視点から考えていくことが必要」になる。第2に、「国際社会において、各国が相互に深く依存しあっている今日、経済についても、わが国一國だけで安全を守り切ることは不可能」であり、それゆえ「経済安全保障は、世界経済全体の枠組みのなかで考えられなくてはならない」。念のために2番目の点について補っておくと、『ビジョン』は、国際的協力の重要性を唱えながらも、それだけでよしとはせず、他方で国内的な「危機管理体制」の整備を急ぐべきを説いてもいる。「国内においても国、地方公共団体、個人等の各段階で、それぞれの役割に応じて危機に対応するシステムを確立し、対外的ショックを緩和することが必要である」。

今度は上記2点をふまえた上での「危機発生の予防と脆弱性の克服」の方途であるが、『ビジョン』によれば、わが国としては「必要とされる費用は負担」しつつ「世界の自由経済の維持強化のために積極的に貢献」しなければならず、そのためには次に掲げる諸施策の推進に本腰を入れなければならない。「(1)自由貿易体制を維持し、国際分業や国際間の産業協力を推進する。……先進国、発展途上国の双方と相互依存性を強める。(2)資源小国の脆弱性を克服していくため、石油、希少資源、食糧の供給源を分散化、多角化するとともに、石油代替エネルギーや新エネルギーを開発する。(3)わが国独自の分野を保持することによりバーゲニング・パワーを強化するため、頭脳資源を活用し、科学技術の水準をさらに高める。……特に、技術先端産業の育成

を図る。(4)諸外国との一層の理解を深めるため、人材、文化の交流を深める」。

また、危機管理体制、すなわち「危機が現実化し、経済の安全が脅かされる場合に、被害を最小限にとどめ、かつ、できるだけ速やかに回復させる」ための体制を作る上での具体的措置としては、「情報の収集、分析、提供に係るシステム」の確立、「エネルギー、資源などの十分な備蓄」、「代替エネルギー技術、代替資源技術や純粋に国内で食糧を増産しうる技術を開発し、緊急時に対応しうる体制を整える」こと、ならびに「緊急時において、消費規制、配給割当、価格指導などの諸対策を円滑に行いうるよう、法律、制度を整備しておく」こと、が列挙されている。

最後に、経済安全保障のための費用の問題について『ビジョン』の述べるところを写せば、こうなっている。「国民的コンセンサスを得ながら、経済安全保障の確立に必要な……経費（技術開発費、備蓄費、経済協力費、文化交流費等）の合計が常に GNP の一定規模以上を占めるようにする。資源小国というわが国の特殊性から考えて、この経費は他の先進工業国に比べ高い水準に設定すべきである。……国民の負担の面からみても、わが国の防衛費の GNP に占める割合が他の先進工業国に比べ相当に低い水準にあることを考えれば、十分に可能と思われる」。

4

前節から明らかなように、『80年代の通産政策ビジョン』は、海外依存度が著しく高いわが国にとっては自由貿易体制を通じる各種物資の安定的な確保が経済安全保障の根本的要件をなすものとみて、あるいはより広く言ってブレトン・ウッズ体制が日本の輸出主導型の経済成長を可能にした史実によって立証されている通り自由主義世界の存在と自由貿易こそが日本の経済発展の第一義的な条件だとみて、いまや経済大国化した日本自らが世界の自由主義経済の維持・強化、直接的には動揺する自由貿易体制の補強の任にあたるべきことを勧奨している。是が非でも輸出主導型の経済成長方式を続けて

いけるようにしたいとの思いがみなぎっているが、その場合には、ブレトン・ウッズ体制のもとで交易条件の悪化に悩み続けた発展途上諸国の新国際経済秩序実現を目指す動きや、石油危機後の長期的世界不況の中で国際競争力の弱体化をきたした産業と雇用を守る目的での欧米諸国の保護貿易主義的行動が現に生じている以上、当然にそれらをいかに克服するのかに関心が集中することにならざるをえない。

加えて言えば、問題の具体的対応策は、単に自由貿易体制の破れ目を一時的に繕うばかりでなく、欧米諸国や途上国を将来にわたってしっかりそのもとにつなぎとめておくに足るだけのものとして構想されるのであればならなかった。けだし、いかに『ビジョン』がブレトン・ウッズ体制の恩恵的側面のみならず光を投げようと、同体制の基礎上的日本の高度成長が自由化と労働力流動化政策とによる農業破壊と不可分に絡み合った重化学工業化を内実とし、エネルギーに関しても国内炭鉱の廃棄と米系メジャーズに対する依存度の急上昇を伴ったことを、換言すれば自由化の進展を背景にしての高度成長過程が同時にエネルギーや食糧の面における日本経済の脆弱性の増大過程でもあった事実を全く意識しないですませられようはずはなかったからである⁽⁹⁾。自由貿易体制の継続はエネルギーや食糧の自給率をなおいっそう低下させ、国際的な政治・経済の変動によって攪乱されやすい日本経済の体質をいちだんと強めることにもなりかねない、しかもわが国には石油ショックによってその弱点をつかれたなまなましい経験がある——この心配を減殺する必要が『ビジョン』を国際的な相互依存関係の緊密化の提唱に向かわせる。相互依存性が深まれば日本に打撃を与える他国の行為のその国自身へのはね返りも大きくなるので、安易にその種の拳に走る国はなくなるにちがいない、

(9) 日本の自由化は、1960年締結の日米新安保条約に規定された日米経済協力の具体化として進展した。アメリカにとっての経済安全保障策が日本の経済的安全の根幹を空洞化させる働きをした点に留意すべきである。吉岡吉典『日米安保体制論』新日本出版社、1978年、330—331ページ。

という読みである。⁽¹⁰⁾

続いて、『ビジョン』の思い描く相互依存関係の緊密化とは何かであるが、それは端的には好ましい国際分業体制の構築を指している。ちなみに、前節では中身にまでは立ち入らなかったが、『ビジョン』は次の方向に沿って国際分業を促進するのが望ましいとしている。すなわち、対先進国の関係では、製品輸入の拡大や商品輸出の海外生産への切り換えによって貿易摩擦の回避に努めながら、わが国製品の高付加価値化を追求する。中進工業国との間では、それら諸国のさして高度の技術を要しない重化学工業品に対して開放された市場を維持する。発展途上国との間では、垂直分業の基本パターン⁽¹¹⁾は変わらないけれども、労働集約型商品の輸入拡大に心がける。実は途上国の労働集約型製品や中進工業国の重化学工業製品の対先進国輸出にしろ、先進国相互間での水平分業にしろ、いずれもが70年代を通じて漸次的な拡大傾向をたどってきたとみられるのであるが、『ビジョン』が言わんとしているのは要するに、輸入制限によってそうした趨勢に対抗するのではなく、逆に国内市場の最大限の開放によって、また産業構造の高度化努力や適切な産業調整の実施によって国際分業の進展を意図的に加速化するのでなければならぬ、ということであろう。

なお、途上国との関係については、その工業製品や一次産品に門戸を開くだけでなく、政府開発援助や民間ベースの直接投資・技術輸出をもまじえた総合的な経済協力を遂行することの必要が唱えられる。⁽¹²⁾なかんずく技術協力が重視されるが、それは科学技術をバーゲニング・パワーに用いてエネ

(10) 1980年版の『通商白書』は、自由貿易によって培われた「相互依存の二面性」（相手国にとっても利益をもたらしたが、反面で日本国民の暮らしが海外の政治・経済情勢によって左右される度も強まった）を指摘した後に、石油危機時に鮮明に現われたような「相互依存のジレンマ」を極小化するために「相互依存関係を相互扶助の場、連帯・協調の場、互いになくはならぬ場としなければならない」と論じている。通商産業省編『昭和55年版通商白書（総論）』大蔵省印刷局、5—8ページ。

(11) 『80年代の通産政策ビジョン』、48—49ページ。

(12) 同上書、50ページ。

ルギー資源や原材料の入手を確実にしようという思惑にもとづいている。ついでながら、技術開発は対先進国の関係でもわが国のバーゲニング・パワーを強化するほとんど唯一の手段と位置づけられている。そのさいに念頭にあるのは、石油代替エネルギー開発、省エネ技術、未利用食糧資源開発等が日本経済の弱点を補強するということ、および長期的にみて日本が比較優位に立ちうる技術先端産業の基盤を固めるということである。⁽¹³⁾

さて、以上のごとき国際分業の促進がはかられるとなれば、わが国の農業や競争力の弱い工業部門、ことに中小零細企業は大きな犠牲を覚悟せざるをえない。一方、「技術立国」の主たる担い手と目される大企業は、政府研究開発費に依存した製品の高度化や過剰資本の処理に有効な新投資領域の開拓を期待できるし、また政府開発援助と協調しながら発展途上諸国に対して新植民地主義的支配の網を広げていくことも容易になる。⁽¹⁴⁾ 先進国へのその多国籍的展開にしても、それが国策として指定される以上、外交的支援による加速化が帰結されるに相違ない。国民生活を守るという名目のもとに広範な勤労国民の生活危機を加重する内容の産業構造改革を断行する、そればかりか国民全体の利益にかなうことであるから所要経費は国民全体によって負担されなければならないとの論法で、国民大衆に大企業の利益増進に要する資金の拠出をも強要する——『ビジョン』の国際分業推進路線の客観的意味がここにきて判然とする。⁽¹⁵⁾

しかも、そうした路線が本当に日本経済の安全の確保に結びつくのかとな

(13) リフォーム・クラブ『USA vs. 日本』ダイヤモンド社、1980年、39—40ページ。

(14) 日本政府・財界は、アジア・太平洋地域に経済協力を集中して環太平洋経済圏を確立し、同経済圏に食糧や資源の依存の比重を移すようにしたい、と願っている。詳しくは、環太平洋連帯研究グループ『環太平洋連帯の構想』（大平総理の政策研究会報告書—4）大蔵省印刷局、1980年、および高岡雄「財界の80年代戦略」『世界』1980年6月号、を参照のこと。

(15) 林直道「日本資本主義の現段階と『総合安保』論」『経済』1980年10月号。

ると、その保証はどこにもない。たとえば農業の圧縮に起因する食糧自給率の低下は、アメリカのほか安定した供給先を見出しえない現状を考えれば対米依存度のいっそうの強まりを意味するところとならざるをえないが、これに対して技術先端産業をバーゲニング・パワーに用いるという思考の適否は問わないとしても、肝心の技術先端産業の領域では軍事技術開発の圧倒的優位を反映してアメリカの方が数歩先んじており、短期間のうちに日本側の交渉力の飛躍的強化があらわれるとは推測しがたい。実質的にはさしあたり経済的主権のアメリカへの割譲のみが進展する、とみる方がむしろ妥当ではなかろうか。また、新植民地主義的支配によって食糧、エネルギー、原材料の供給源を掌握しようとしたり（これも他の先進国とくにアメリカとの協調が考えられている）、あるいは国際的危機管理機構に加入して先進国の結束で資源産出国の先進国の利益に反する行動を封殺しようとしたりするやり方に関しては、そうした先進国の利己的行為こそが発展途上諸国を新国際経済秩序樹立の運動へ押しやってきたのだというその峻厳な事実を、さらには対米追随が顕著であるがゆえに途上国の反米感情がそのまま反日感情ともなる傾きがあったことを、改めて噛みしめるべきである。かくして、日本にとって実効ある経済安定手段として残されるものはせいぜい備蓄の増強ぐらいしかないという有様になってくるのであるが、その備蓄に要する費用も抜かりなく国民全体による負担分の中に算入される。

『ビジョン』の性格について、さらに述べておきたい点がある。『ビジョン』の提起する経済安保論は従来の軍事的安全保障政策と同様に自由主義体制の維持・強化を大前提としており、その土台の共通性が両者の並立の可能性を生み出すのであるが、ただし両者は没交渉に並び立つだけではない。たとえば『ビジョン』には、経済の安全を守る手段は経済的側面だけにかぎらずに総合的な視点から考えていかなければならない旨を説いた箇所が認められるが、これは経済安保論が軍事安保論に対して伸ばしている連結の手としてとらえられるべきものである。また、経済安保上の戦略的要因とみなされている科学技術力の引き上げは、政府研究開発費の配分とのかかわりで往々

にして軍事技術開発を経由する形になろうし、経済協力を武器にしての新植民地主義的支配にしても 実際的には 武力による 補完を欠くわけにはいかない。経済安保と軍事安保とが並立の域を越えて有機的連携ないし合体にまで進む可能性を、ここに伺い知ることができよう。

以上、経済安全保障についての最も一般的な考え方を集約的に示していると思われる『80年代の通産政策ビジョン』を取り上げ、その論理と客観的意味の検証を試みたが、とはいえ、あらゆる経済安保論が同様の枠組みを有しているというのではない。公文俊平氏が類別しているように、⁽¹⁶⁾ 経済安全保障という言葉には、「経済状態の安全を目標とする『経済の安全保障』」のほかに、「経済力による攪乱に対処するための『経済(力)に対する安全保障』」「経済力を手段として用いる『『経済(力)による安全保障』」等の意味をこめうるし、事実そうした角度からの立論も存在する。最狭義の語法では、経済安全保障とは「他者の経済力による攪乱に対して自国の経済状態の安全を保障する目的で行なわれる自国の経済力の行使」⁽¹⁷⁾を指すことになり、その場合には軍事安保との直接の結節環は失われざるをえないが、そうした見解でさえもが経済問題を、あるいは国民生活を守るという思想を、安全保障の論議の場に編入するための推進力の一端を構成した点をこそ見定めるべきである⁽¹⁸⁾う。

(16) 公文俊平「経済安全保障とは何か」衛藤瀧吉他編『日本の安全・世界の平和』原書房、1980年、63ページ。

(17) たとえば、船橋洋一氏は、経済安全保障の概念を「経済非効率をいとわず、自らの経済のパワー・ベースを強化し、バーゲニング・パワーを十分に発揮することにより、自らの経済パワーを極大化し、同時に交渉する他の経済主体の経済パワーを、新たな脅威を増加させない限りにおいて極小化する、主権国家の経済目標及び政策」と定義づけている。船橋洋一「経済安全保障論」東洋経済新報社、1978年、297ページ。

(18) 各種の経済安保論の特徴については、石沢芳次郎『日本経済の安全保障』産業経済研究協会、1979年、第1章を参照のこと。

経済安保論と軍事安保論の一体化の可能性を先に示唆したが、その可能性の現実への転化を物語るのが総合安全保障論の興隆である。そして、日本国民の生存と生活の安全に関連する諸問題を全般的に扱うということで総合安保論の土俵が設定されると、軍事安保論や経済安保論（エネルギー安保論、食糧安保論等に区分しようとすればできる）は各論としての位置づけを施されつつ、その陣中に取り込まれ、それぞれの場を占めるようになる。

決して事の本質にかかわるほどの大切な論点だというのはないが、ここで一筆さしはさんでおくと、「総合安全保障という言葉を最初に発表したのが筆者らしい……。具体的には、1974年に『総合安全保障への提言』を書いた」、「エネルギー安全保障、食糧安全保障などの耳新しい用語も使われ始めている。総論があるなら、各論もあって然るべしとの理由からであろうか」と述べる奥宮正武氏のように、各論よりも総論が先行したかに言う論者もないわけではない。かりに総合安保なる表現にこだわらずに同じ趣旨の主張をなしているものにまで範囲を広げて探す態度で臨むのであれば（これでは総合安保という言葉の生みの親としての栄誉が相対化されてしまうので奥宮氏には不満かもしれないが）、経済安保論の奔流が始まるよりも以前にすでに今日の総論に相当するものの端緒が存在していた事実を確認することは、もっと容易に、もっと明瞭になされよう。⁽²⁰⁾だが、そうした先駆的事例が散見されるとはいえ、大量的な議論の渦はとなると、やはり経済安保論から総合安保論へと移行してきており、その逆ではなかった、と言うしかない。

上の点と内容的にふれ合うところがあるので続けていま1点挿入的に記しておくと、このところ総合安保の「総合」という2字が必要かどうかについての応酬が盛んにおこなわれているが、これまたたいして実りのある論争

(19) 奥宮正武「いま防衛とは何か」PHP 研究所、1981年、まえがき。

(20) 朝日新聞安全保障問題調査会編『安全保障とは何か』朝日新聞社、1967年、第1章—第3章、を参照のこと。

とも思われぬ。安全保障を国防や防衛よりも広がりのある概念として考えるのが通例であったことを評価すれば、「元来、安全保障という言葉は……極めて総合的なものである」、「安全保障政策に総合という言葉に冠する必要はないばかりか、そのような言葉に冠することは、かえって安全保障政策と⁽²¹⁾という言葉の意味を、不明瞭にする」との言い方になるし、日本の安全保障政策が総合性を欠いてきた事実⁽²¹⁾に力点が置かれるときには、あえて総合の語をくっつけて脅威の多様性や各種脅威の相互の連動関係、諸手段の総合的活用の必要性等への注意を喚起したところに積極的意味がある、という主張⁽²²⁾になってくるだけの話だからである（本稿2の叙述を再見されたい）。目指すべきは総合という語の付加についての是非の判定などではない。安全保障政策が有すべき総合性としていま何が想定されているのか、その客観的意味は奈辺にあるのか、肝要なのはこれらの究明だところえたい。なお、蛇足ながら、あまり検討する値打ちのない問題にわざわざ紙数をさいたのは、それらが周辺にまつわりついているせいで総合安保論の核心に分け入る道が見えにくくなっている趣があるのを慮ってのことである。

ようやく総合安保論の総合の含意を検討する地点に到達した。改めて述べるまでもなかろうが、総合安保論は何よりもまず、安全保障の問題領域を何らかの基準によって特定した上でそれを孤立的に論じようとするのではなく、日本の国民生活の安全に対する脅威の多様性を認識して関連する諸問題を網羅的に取り扱おうとしているという意味で総合的性格をおびている。もっとも、総合安保論が単に互いに独立的な軍事安保論と経済安保論とを2部構成風に収録しているだけでしかないのであれば、両者が別々に存在するのと事実上何ら変わりがない。そうではなくて、両者のそれぞれが自己完結性を欠いているがゆえにそれらの合体が不可避になるのであるし、またそうしたところでのみ総合の固有の意味が生まれもするのである。大平総理の政策

(21) 小谷豪次郎『有事立法と日本の防衛』嵯峨野書院、1981年、61ページ。

(22) 『週刊東洋経済臨時増刊・近代経済学シリーズ No. 55』1981年1月16日号、45ページ。

研究会の1つである総合安全保障研究グループが作成した報告書『総合安全保障戦略』1の節が参考になろう。すなわち、同報告書は、「安全保障問題は、われわれが関心を持つべき対象領域が多様であり、また、われわれがとり得る手段も多様である、という意味で総合的である」と書いた後に、次のような説明を付している。⁽²³⁾「重要なことは、いくつかの対象領域でのわれわれの対策が、補完的であると同時に、相矛盾することもある、という事実である。例えば、経済的安全保障のための先進国間の協調体制の構築は、軍事的安全保障にも貢献する。しかし、イラン問題が示しているように、アメリカとの協調の必要は、石油の確保という必要と矛盾することもあり得る」。安全保障の対象分野が幾つかに区分されて、おのおのが個別的に問題にされる場合に、相互間の補完性や背馳性が生じざるをえないとなれば、考えられるのはただ1つ、総体としての安全保障というより広い見地に立っての調整だけである。むろん、これと密接にかかわるのであるが、同報告書は加えて、「軍事的な安全保障のための手段が、軍事的なものに尽きることなく、総合的なものであると同様、非軍事的な安全保障のための手段も、非軍事的なものに限られることなく、総合的なものである」との言い回しで、総体としての安全保障のみならず安全保障の各個別領域にとっても各種政策手段を総合的に組み合わせて用いる必要があることを訴えている。

全体的観点から安全保障の個別分野間の調整が企図され、またどの分野でも各種政策手段の総合的利用が策されるという形になってくるのにつれて、個別分野を画する境界線は必然的に次第に不鮮明になる。総合の実質的な意味はまさにここにあると思われるのであるが、そうした傾向を極限にまでおし進めた場合に成立するのは、もはや固有の特性をもった諸分野には区分されないものとしての安全保障一般があり、それに貢献する諸種の政策手段ないし諸経費がある、というだけのいとも単純な光景である。野村総合研究所が1978年5月に発表した「国際環境の変化と日本の対応」と題する報告書は、

(23) 総合安全保障研究グループ『総合安全保障戦略』（大平総理の政策研究会報告書—5）大蔵省印刷局，1980年，25—27ページ。

かかる極緻の具現と断言するにはいささかそぐわない側面を含んでいするものの、少なくともその線にきわめて接近している実例として把握されてしかるべきものであろう。詳細は割愛するが、国家の「価値ある生存」の確保を「平時の準備」の目標と規定し、それに要する「国家保険」の額＝「総合セキュリティ・コスト」を推定した上で、1975年には GNP の 1.6%程度でしかなかったそのコストのトータル（備蓄費、エネルギー資源開発費、大型エネルギー研究開発費、防衛費、政府開発援助および文化交流のコスト）を1985年を目標に対 GNP 比 3%程度にまで増加させるよう努力せよと説いたのが野村総研レポートであった。⁽²⁴⁾

ところで、野村総研の軍事費、援助、備蓄費等を合算してその対 GNP 比を問題にするやり方は、ともすれば各費目への配分内訳を離れて合計額ばかりが一人歩きする結果を伴いがちである。そして、その場合には、どの費目であろうと同一金額が配分されれば同一の安全保障効果もたらされるかの感が醸成されやすいので、⁽²⁵⁾ 結局において各種政策手段間の無限の代替性という仮象が成り立つところとなる。実はその仮象に依拠しながら、たとえば対外援助の増額によってアメリカの過大な対日軍事力増強要求の鋒先をある程度やわらげようといった態度をとってきたのがわが国政府だと言ってよいのであるが、この点を論拠に、まるで総合安保論が反軍拡の性向を宿しているかにみえず向きがこれまでなきにしもあらずであった。⁽²⁶⁾ だが、それは、あまりにも一面的な評価でしかない。日本政府が避けてきたのは国論の分裂を

(24) 「総合セキュリティ提言とその反響」『財界観測』1978年12月号。

(25) 田中直毅「新レーガン・ショックはある」『ESP』1981年7月号。

(26) 清水幾太郎氏いわく、「最近、一部の人たちは『総合安全保障』ということをも唱えて、日本の平和は、軍事力のほかにも、外交力、経済力、文化力などによって保たれるべきである、と主張している。これは、一方から見ると、言う必要のない当然のことを言っているものであるが、他方から見ると、実は、軍事力の持つ絶対的な意味を故意に低く評価し、敢えて曖昧にすることを狙ったものである。防衛費を GNP の 0.9 パーセント以下に抑えるという、何処にも根拠のない議論に迎合しようとするものである」。清水幾太郎「日本よ国家たれ」文芸春秋、1980年、44ページ。

きわたらせるほどの急速な軍拡であって、軍拡それ自体ではないし、総合セキュリティ・コストが全体として嵩上げされる場合には増額分が集中的に軍事費に投入される可能性も生み出されるからである。

6

野村総研レポートは総合安保論の事実上の一番手を務めたものであるが、その後の総合安保論の発展を追えば、軍事色が次第に濃くなってきていることがすぐに知られる。アメリカが日米貿易摩擦への対応の過程で対日要求の照準を軍事力強化に合わせ、援助で軍事力増強を一部代替しようという日本側の意向をはねつけるようになったこと⁽²⁷⁾、また日本の側においても輸出主導型経済成長方式を継続しようとするれば軍拡の忌避は無理になる（不断に技術開発をおこなって競争戦の主力となる新製品を次々に誕生させなければならぬし、内需の停滞を補う国家需要の積み増しも考えられなければならないのであるが、それらは軍事費増額に結びつく）との認識が広まり、ついには軍拡が政府・財界の共通の願望となるまでにいたったこと、がその転進の背景をなした。各種安全保障手段間の無限の代替性という仮象にアメリカの対日軍事力増強要求をしのぎきるだけの実効力が備わっていないのはすでに明白である、一方わが国支配層の目には経済成長上の戦略的要因として軍備拡充が映るようになってきている——こうした条件が総合安保論を、安全保障に要する諸費用合計の増額を根拠づける理論という当初の性格は注意深く温存しながら、増額分を軍事に引きつけるための論理を新たに導入する方向に進ませる。

「国を守ることが軍事力だけでないことは正しい。がまた軍事力（防衛力）が重要な地位を占め、しかも最後の文字通りギリギリのものであり、他の要素によって代えられない性質を持つものであることも事実である。防衛

(27) 福田赳夫「力の上に乗ってソ連と話しあおう」『正論・臨時増刊』1981年6月号。

力に欠陥があっては、いかに完璧と見える安全保障政策もそれは『仏作って魂入れず』の結果となる⁽²⁸⁾。これは竹田吾郎元統幕議長の言葉であるが、そこにこめられている主張、すなわち各種安全保障手段の総合的運用の必要を認めるのはやぶさかでないが軍事的手段を非軍事的手段で完全に代替しうるものではないとの主張こそが、総合安保論のうちに摂取される新たな論理にほかならない。加えて、非軍事的分野で軍事的手段が果たす役割の重要さもしきりに喧伝されるようになる。一例として佐伯喜一氏の該当文節を引用しておく。「エネルギーの安全保障を考えると、それがはっきりするわけですが、最近の中東情勢は石油の供給安定確保のために、アメリカの急速展開部隊の整備、インド洋、ペルシヤ湾に対するアメリカの空母その他の艦艇の派遣という軍事的努力を必要とするようになってきているように思えます。しかもそういうアメリカの軍事的努力が、日本の防衛努力にも影響をあたえるかもしれないといった情勢をつくっている……。つまり経済の安全保障のためにも防衛努力の強化が必要となる可能性が十分あるわけであり⁽²⁹⁾ます」。

もっとも、軍事力増強については国民の合意を取り付ける必要が大きいので、総合安保論が首尾の整った体系を築くには、それ自体としてそのための論理をも備えざるをえない。総合安全保障研究グループの報告書が、東西軍事力バランスの西側にとって不利な変化にもかかわらずアメリカが「もはや自国だけでそのための負担をしようとせず、同盟国に負担を要求している」状況に関して、「それは、ある程度まではアメリカの国力の限界によるものであるが、ある程度までは責任分担による国際秩序の維持という方法の方が望ましいとする考え方の変化によるものである。国力の相対的な変遷を考えると、アメリカの新しい考え方は妥当なものである⁽³⁰⁾」と述べているのは、それなくしては前述の安全保障関係の費用を軍事部面に吸収するための論理も

(28) 竹田吾郎「危機感を欠いた“防衛大綱”」同上誌。

(29) 佐伯喜一「日本の安全保障」有澤廣巳監修「日本経済と総合安全保障」東京大学出版会、1981年、45ページ。

(30) 総合安全保障研究グループ、前掲書、51ページ。

宝の持ち腐れになってしまうからであろう。

総合安保論が軍事安保論と経済安保論の融合の産物である以上、前者のうち以後 2 者の性質が受け継がれているのは自明の理であるので、総合ということに由来する問題に絞って総合安保論の特質を問い質してみた。軍事安保論および経済安保論のそれぞれについておこなった叙述と 1 つに合わせて考えるなら、総合安保論が政府・財界の軍拡志向や対外膨張主義を正当化するのにふさわしい性質を内包していることが明らかになるし、それが広範な勤労国民の背に一体何を負わせるのかも理解されるはずである。なお、東西軍事力バランスの見方やそれと絡み合ったソ連脅威論に関しては多くの疑念を禁じえないし、そのことの表明だけでも総合安保論の土台をぐらつかせるに十分なのであるが、この点はすでに別な機会に言及したことがあるので、⁽³¹⁾本稿では重複の手間を省いた。最後に、補足の意味で記しておく、総合安全保障研究グループの報告書には大規模地震に備えて国や地方自治体の危機管理能力や各家庭・企業の存続能力を強める必要を指摘した箇所があるが、それとかかわらせて述べられている「大規模地震に備える以上のような努力は……軍事的・経済的事態に対しても、当然有用である」との言葉は決して聞き流すわけにはいかないものである。エネルギーや食糧の輸入途絶の不安ばかりでなく、自然災害に対する国民の恐れをも利用して、有事立法体制にスライドできるような危機管理体制の構築を急ごうとする——「住民生活の不安材料を少数支配の材料に転化してしまう」⁽³²⁾ことを特徴とする危機管理体制の行く手には、軍事ファシズムの影がちらついている。

(31) 拙稿「最近の軍備拡張路線に関する覚え書き」本誌第 25 巻第 6 号、1981 年 2 月。

(32) 総合安全保障研究グループ、前掲書、83 ページ。

(33) 二宮厚美「総合安保戦略下の危機管理構想と国民生活」日本科学者会議編「現代の世界経済と日本経済（下）」大月書店、1980 年、82 ページ。